

時事寸考

シーダ・ウォーク施設長・医師の吉田です。日本では冬季から花粉の時期にかけて街中でマスクをつけている人が少なくありませんが、アメリカやヨーロッパではかなりめずらしいようです(中国や韓国ではPM2.5の関係で増えているそうです)。家庭用のガーゼマスクがあらわれたのは1948年頃といわれます。学校でカゼのときや給食当番などでマスク着用が奨励されたことがマスクが広まった要因といわれています。花粉症が蔓延したことも大きな影響があったでしょう。

2003年頃、家庭用マスクにも不織布が使われるようになりました。ガーゼマスクは洗浄により再使用でき、保湿機能に優れるというメリットがありますが、逆にいうとディスポの使いやすさがなく、メガネが曇りやすいということでもありました。不織布マスクをサージカルマスク(本来は手術室で使うマスクの意味)と称しフィルター機能に優れているという宣伝も効果があったでしょう。



防塵マスク

(日本マスク工業会より)

図からわかるように花粉はかなり大きなもの(30 μm)で通常のマスクでも正しく使用すれば十分防ぐことができます。一方、インフルエンザウイルスは0.1 μmで不織布マスクでも防止はできません。ただしインフルエンザは飛沫(3-5 μm)感染しますのでマスクは有効と考えられます。より小さな空気感染をするものに麻疹・水痘・結核などがあり通常のマスクは無効です。また、より強力なマスクとしてN95(0.3 μmの粒子を95%以上吸着する)がありますが息苦しさもあり常時着用することは困難でしょう。

お知らせ

河北医療財団ではfacebookページを持っております。シーダ・ウォークのコンサート等の様子も公開していく予定ですので、是非ご覧になってみてください。



イベント・コンサート ※内容等、変更となる場合がございます。

- ◆1月12日(土) 歌おう会ニューイヤーコンサート
【歌おう会の皆さん】
- ◆1月19日(土) こーる・にこっと♪コンサート
【こーる・にこっと♪の皆さん】
- ◆1月26日(土) クラシック室内楽演奏コンサート
【アンサンブル・コマエドの皆さん】



栄養科より今月の一押しメニュー

元旦には黒豆・栗きんとんなど“おせち盛り合わせ”、2日は“魚の粕漬け焼き”、“茶碗蒸し”、3日は“ちらし寿司”にイクラを添えてご用意する予定です。お料理でお正月をお楽しみいただければと思います。また、1/7 朝食は七草粥、1/11 おやつにお汁粉(鏡開き)と、これからも季節感を大切にしながら栄養バランスのよい食事を皆様にご用意させていただきます。食は健康の源です。しっかり食事を取り元気にお過ごしください!!



Cedar Walker で法律相談

毎回、様々なテーマで法律問題を簡単に解説していただくこの連載ですが、今回のテーマは…

遺産分割協議の重要性について

相続人間できちんとした合意をすることなく、遺産である不動産を相続人の一人が独占的に使い続けていることがあります。この場合、いかに長い時間が経過したとしても、土地の取得時効が認められることはあまりありません。

取得時効が成立するためには「所有の意思」(民法162条)をもって占有を継続することが必要です。この「所有の意思」は主観的にどう思うかではなく、占有を取得した経緯から客観的に定まるとされています。共同相続人の一人が単独で不動産を占有している場合、他の共同相続人の持分については、所有の意思がないものとして扱うのが一般です。そのため、事実上不動産を占有し続けるだけでは、何十年経とうが共有状態のままであり、占有している方の単独所有にはなりません。

「所有の意思」があることを表示すれば、その時点から占有の性質は「所有の意思」をもった占有へと変化します(民法185条)。しかし、占有の性質の変更は、それほど簡単には認められません。

近時、遺産である不動産上に自己所有の賃貸物件を建築し、20年以上に渡り収益を独占的に取得し、固定資産税も納付していたという事実関係があったとしても、なお占有の性質が「所有の意思」をもったものに変更されることはないとした裁判例が公刊物に掲載されました(大阪高判平29.12.21判例時報2381-79)。この裁判例では、「建物を建築してその敷地に対する独占的な占有を開始したという事実があっても、そのことから当然に、…単独所有の土地となったものと信じて当該不動産の占有を始めたなどの自主占有事情が直ちに基礎付けられるものでもない」として、不動産を使っていた相続人による土地の時効取得を否定しました。

何十年前にも開始した相続の遺産分割協議をすることには、大きなエネルギーが必要になります。相続や遺産に関する問題は、放置しておけばおくほど、解決に必要なエネルギーが増えていく傾向があるように思われます。

相続が発生した場合には、あまり間を置くことなく、遺産分割協議を始められることをお勧めします。

桜丘法律事務所

弁護士 師子角 允彬(ししかど・のぶあき)

(電話) 03-3780-0991 (WEB) <http://www.sakuragaoka.gr.jp>

介護老人保健施設 シーダ・ウォーク

〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9

TEL.03-5311-6262(代) FAX.03-5311-6180 <http://www.kawakita.or.jp/>

2018年12月25日発行 vol.139 編集:山口・松津・新井

インフルエンザについて

インフルエンザと普通の風邪はどう違うの？

●急な高熱/悪寒

インフルエンザは「急に」38度を超える高熱になるのが特徴です

●全身の症状

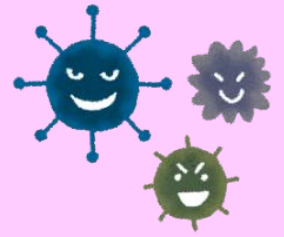
頭痛、体の節々の痛み、筋肉痛、全身倦怠感などが現れます

●呼吸器系の症状

普通の風邪と同じ様にのどの痛み、鼻水、咳などの症状もみられます

※ 症状には個人差があります。

インフルエンザが疑われる場合は、必ずマスクを着用して医療機関を受診しましょう



インフルエンザかな？と思ったら...

- 1 医療機関を受診し医師の指示に従う
- 2 安静にして十分な休養をとる
睡眠は大切
- 3 水分を十分にとる
飲みたい物でよい
- 4 二次感染を防ぐ
マスクの着用
手洗い・うがいの徹底！
- 5 外出を控える
無理をして職場や学校に行かない

※受診について

発症直後はウイルスを検出できないことがあり、発症12~48時間が適切とされています



シーダ・ウォークでのインフルエンザ対策は...？

● 予防策

- ・全職員、手指衛生（手洗い・アルコールジェルの活用）を徹底し、流行期はマスク着用としています
- ・「インフルエンザウイルスは施設内に持ち込ませない！」を目標に日々のケアを行っております
- ・今年度より、消臭・除菌効果のある「スーパー次亜水（弱酸性次亜塩素水）」の噴霧器をデリア、2F リハビリ室及び各フロアに設置し、風邪症状等の予防対策として常時稼働させています

● インフルエンザの感染が確認された場合

- ・インフルエンザ陽性またはインフルエンザの疑いのある入居者様に対しては、居室内のみでの対応とすることで感染拡大の予防を徹底しています
- ・医師の診察にて、必要時に抗インフルエンザ薬を内服していただきます
- ・感染の拡大がみられた場合：ご家族様へ面会の制限のご協力を依頼する場合があります

● ご家族様へ：ご協力をお願いします

インフルエンザと診断されたご家族様や、風邪など体調不良を自覚されているご家族様は、面会をご遠慮ください
ご理解とご協力をお願い致します

